

重要事項説明書

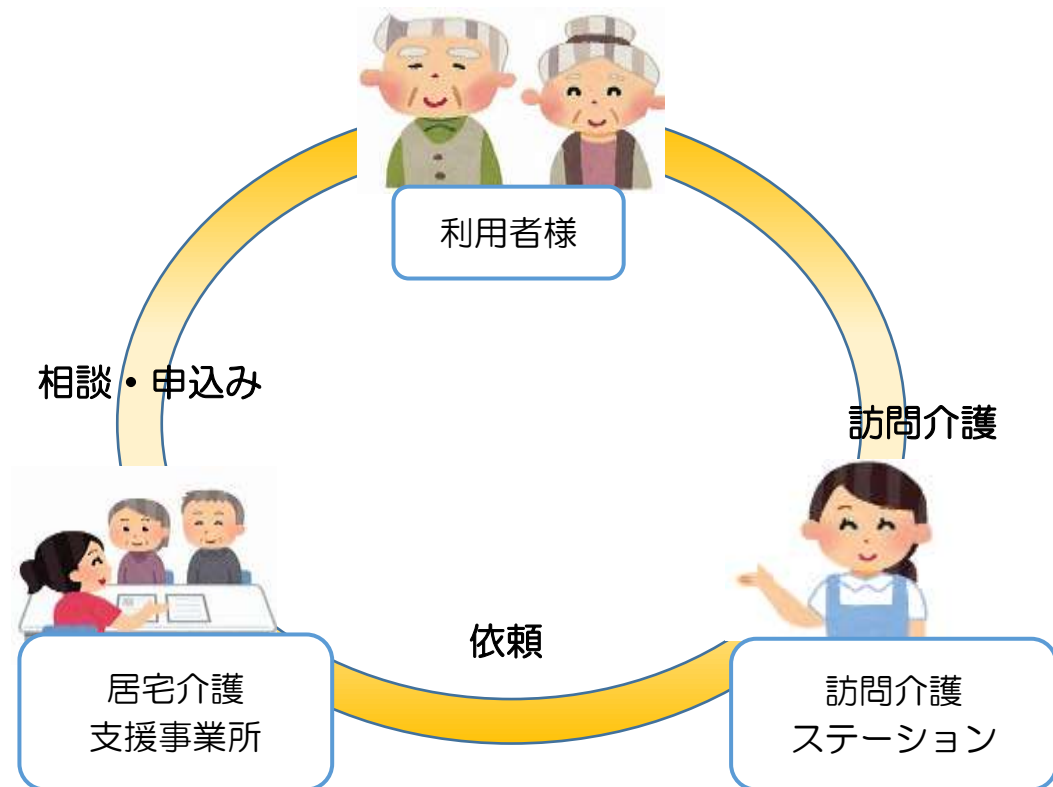
(訪問介護及び介護予防訪問介護)

利用者：_____様

事業者：ヘルパーステーション carna 五反田

1. お申し込みからサービス開始まで

介護福祉士や訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助を行うサービスです。身体介護とは身体に直接接触する介護サービスで、利用者と共に行動する自立支援のためのサービスです。生活援助とは身体介護以外の介護で日常生活上の援助であり、家事を行うことが困難な場合に行われるサービスです。



○お申し込みは居宅介護支援事業所、地域包括支援センター又は **carna** 五反田にご相談ください。サービスの利用は、事業所と契約を結びケアプランに基づいて開始します。

2. 訪問介護サービスの内容

- 身体介護
 - ・排泄
 - ・体位変換
 - ・身体整容
 - ・食事介護
 - ・移乗介助
 - ・入浴
 - ・清拭
 - ・外出介助
 - ・その他身体介助
- 生活援助
 - ・掃除
 - ・調理
 - ・整理整頓
 - ・生活必需品の買い物
 - ・衣類の洗濯
 - ・その他 生活援助
 - ・補修

3. サービスの提供（営業）日時

○月曜日から日曜日

午前 9 時 ～ 午後 5 時 30 分まで

＊祝日、年末年始（12/30(PM)～1/3）はお休みとなります

4. サービスのご相談と苦情対応について

○サービスについての相談・要望・苦情につきましては、下記窓口までお申し出ください。

<相談窓口>

電話番号 03-5496-8775

担当者 梅田 智恵（管理者）

受付時間 月曜日～金曜日 午前 9 時 ～ 午後 5 時まで

<行政機関その他苦情受付機関>

当訪問介護ステーション以外に区役所の相談窓口、東京都国民健康保険団体連合会等にも苦情を伝えることが出来ます。

品川区高齢者福祉課支援調整係 電話：03-5742-6728

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話：03-6238-0177

5. ご利用に当たってのお願い

保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。また、介護（保険）請求に必要なため、コピーをご用意ください。なお、これら保険証等に変更があった場合は、再度確認させていただきますので、その際もコピーのご用意をお願いします。

6.「訪問介護」料金表

対象事業所 品川区：ヘルパーステーション **carna** 五反田

上記事業所の地域区分は「1 級地」で 1 単位あたり単価は 11.40 円

【基本報酬】（訪問介護費）

サービス内容		単位数	利用料金	自己負担額		
				1 割	2 割	3 割
身体介護	20 分未満	179 単位	1,858 円	186 円	372 円	558 円
	20 分以上、30 分未満	268 単位	2,782 円	278 円	556 円	834 円
	30 分以上、1 時間未満	426 単位	4,412 円	441 円	882 円	1,323 円
	1 時間以上	624 単位	6,464 円	646 円	1,292 円	1,938 円
	以降、30 分毎に加算	82 単位	935 円	94 円	188 円	282 円
生活援助	20 分以上、45 分未満	179 単位	2,040 円	204 円	408 円	612 円
	45 分以上、70 分未満	220 単位	2,508 円	251 円	502 円	753 円

【加算】（当事業所が算定するもの）

- ・ 初回加算 : 200 単位／月
- ・ 緊急時訪問介護加算 : 100 単位／月（該当時）
- ・ 特定事業所加算Ⅱ : 所定単位数の 10%
- ・ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ） : 所定単位数の 28.7%

【減算】（該当する場合）

- ・ 同一建物減算 : 所定単位数の 10%減

【基本報酬】（品川区介護予防・日常生活支援総合事業サービス）

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1 割	2 割	3 割
予防訪問事業（Ⅰ）週 1 回	1,176 単位	13,406 円	1,341 円	2,681 円	4,022 円
予防訪問事業（Ⅱ）週 2 回	2,349 単位	26,779 円	2,678 円	5,356 円	8,034 円
生活機能向上支援訪問（Ⅰ）週 1 回	1,030 単位	11,742 円	1,174 円	2,348 円	3,523 円
生活機能向上支援訪問（Ⅱ）週 2 回	2,060 単位	23,484 円	2,348 円	4,697 円	7,045 円

【加算】（当事業所が算定するもの）

- ・ 初回加算 : 200 単位／月
- ・ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ : 255 単位／月
- ・ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ : 510 単位／月

【時間帯による加算】

- ・ 早朝（6：00～8：00）：25%増
- ・ 夜間（18：00～22：00）：25%増

【利用料の算定方法】

利用料＝ 総単位数 × 11.40 円 × 自己負担割合

【利用料の目安】

例：身体介護（30 分以上 1 時間未満）の場合

- ① 基本単位：387 単位
- ② 特定事業所加算Ⅱ（10%）：+38 単位
- ③ 処遇改善加算Ⅰ（ロ）（28.7%）： $(387+38) \times 0.287 = 122$ 単位
- ④ 総単位数： $387+38+122=547$ 単位
- ⑤ 利用料： $547 \text{ 単位} \times 11.40 \text{ 円} = 6,236 \text{ 円}$
- ⑥ 自己負担額：1 割負担 624 円、2 割負担 1,247 円、3 割負担 1,871 円

【その他費用】保険外

- ・ 交通費（サービス時の同行・代行時にかかったもの）
- ・ 日常生活に必要な実費
- ・ キャンセル料：前日 17：30 まで無料
：前日 17：30 以降有料（利用料金 100%）

【支払方法】

- ・ 口座振替（毎月 28 日に自動引落）（毎月 20 日前後に請求書を郵送）

【注意事項】

- ・ 加算は体制および利用状況により算定の有無が異なります。
- ・ 法改正により料金は変更される場合があります。
- ・ 1 ヶ月の単位数合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、少数点以下は端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。
- ・ 介護保険からのサービスを利用する場合は原則 1 割から 3 割負担ですが、給付範囲を超えたサービス料金に付きましては、全額自己負担となります。

- ・やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得てサービス従業者2人で訪問した場合は2倍の料金となります。

【備考】

- ・訪問予定の介護員が訪問できない場合は、担当サ責代行訪問、代替ヘルパーを用意、状況によって時間、曜日変更を利用者へ連絡し振替訪問します。
- ・各種保険のほか、公費制度もお取り扱いしています。

7.個人情報保護

訪問介護サービスを提供する上で知り得た個人情報（利用者、家族）につきましては、その秘密を保持すると共に、他に情報提供をする場合には同意を得た上で行ないます。

8.緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等を認めた場合、事前打ち合わせに従い主治医、救急隊、家族及びケアマネージャー等へ連絡します。

9. 事業継続計画 (BCP) について

1. 感染症や非常災害の発生時において、介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
3. 定期的(年に1回程度)に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 大規模災害時でのサービスの継続可否について

感染症の発生や大規模な自然災害（台風、大雨、洪水等）や、交通災害（道路の破損、工事等）が発生した場合、職員が不足し通常運営ができなくなる可能性がございます。有事においてはこちらの都合でサービスを一時中止する場合がございます。有事の際の対応として、当該事業継続計画(BCP)に従って必要な措置を講じます。

11. 感染症の予防及び、まん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みます。

12. ハラスメント対策

介護サービス事業者のハラスメント対策を強化する観点から、「利用者の人権擁護、虐待の防止」、「男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策」に取り組みます。事業者としてハラスメント防止を従業員に啓発していくため、指針の整備、研修の実施等積極的に取り組みます。利用者、家族等からのカスタマーハラスメントとみなす事案があった際は事業所で委員会の実施、必要に応じて行政機関などへの報告を行いながら対応いたします。事案によっては、契約解除などの措置も致します。

ハラスメントに対する相談窓口：

- ・ 責任者 管理者：梅田 智恵

13. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。事業者として虐待の防止を従業員に啓発していくため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等積極的に取り組みます。

14. 身体拘束について

原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。事業者として、身体拘束をなくしていくため委員会の開催、指針の整備、研修の実施等積極的に取り組みます。

15. 事故発生時の対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合、利用者に対して応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに家族、事業管理者に連絡を行います。また、事故の状況及び事故の経緯を記録すると共に、その原因を解明して再発防止策を講じます。

16. サービスの終了

○ 利用者のご都合で終了する場合

- ・ サービス終了を希望する 1 週間前までにお申し出ください。

○ 事業所の都合で終了する場合

- ・ 人員不足、災害等でやむを得ない事情により、終了する場合があります。
- ・ その場合は文書にてご連絡します。

○ 自動終了

- ・ 次の場合は双方の申し出がなくても、自動的にサービスを終了します。

- i 利用者が入院、入所及び死亡した場合
- ii 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

○その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、又は当事業所が破産した場合、利用者は文書することが出来ます。

17.事業所の職員体制

○管理者	1 名	事業所従業員の労務管理及び業務管理
○サービス提供責任者	1 名	以上 訪問介護業務
○訪問介護員	2 名	以上 訪問介護業務
○事務員	事務業務全般（必要に応じて雇用）	

18.事業所の概要

事業所の名称	ヘルパーステーション carna 五反田
サービス種類	訪問介護
指定事業所番号	1370904326
所在地	東京都品川区西五反田 3-10-9
連絡先	電話 03-5496-8775FAX 03-5496-8780
サービス提供地域	品川区の一部、目黒区の一部 (詳細は運営規定に準じます)
沿革・理念	沿革平成 27 年 2 月 1 日 開設理念「愛し愛される訪問介護ステーション」地域の方を愛し、地域の方から愛される訪問介護を目指します。
運営方針	・障害者や持病を持つ方々が、住みなれた地域・家庭で療養生活が継続できるように支援します。 ・住民、医療機関及び関係各所と連携を行い、依頼に対して迅速及び誠意を持って対応します。 ・利用者の人権を尊重し、共に考える介護を実践します。 ・医療人としての自覚と誇りを持ち、日々研鑽とキャリアアップに努めます。

19. サービス提供同意書

【利用者】 私は、事業者からサービス内容及び本書面により訪問介護サービスについて重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

____年 ____月 ____日 説明者 _____ (印)

ご本人 住所 _____

氏名 _____ (印)

ご家族または連帯保証人（本人との関係 _____）

住所 _____

氏名 _____ (印)

【事業者】 私は、訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対してサービスの内容及び本書に基づいて、重要な事項について説明しました。

住 所 埼玉県戸田市本町 1-19-3

法人名 医療法人社団 東光会

理事長 中村 毅

【事業所】

住 所 東京都品川区西五反田三丁目 10 番 9 号

ヘルパーステーション carna 五反田

管理者 梅田 智恵

